

令和4年度第3回新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査に関するQ&A

令和4年11月9日

No.	質 問	回 答
1	何のために実施するのか。	無症状の感染者を早期に発見し、施設内や利用者への感染拡大を防ぐためです。
2	検査は必ず受けなければならないのか。	検査は任意となりますが、できるだけ受検することをお願いしております。
3	検査はいつから実施できるのか。	集中的検査の参加対象施設が確定し、抗原検査キットが施設に配布された時点から実施可能です。検査キットの配布は11月下旬から12月上旬の送付を予定しています。
4	施設にインターネット環境がないが、集中的検査に参加することは可能か。	インターネット環境がない場合は参加することはできません。ただし、集中的検査への参加登録及び検査実績の報告は一般的なスマートフォンなどでも対応が可能です。
5	送付先を事業所以外にしたいが可能か。	お申し込みいただいた事業所の住所地以外への発送はできません。
6	当初申込みをしなかったが、途中から検査を申し込むことは可能か。	実施を希望する月の前月10日までに登録情報の変更等の申込みにより検査が可能です。
7	今回の実施期間後も検査は継続するのか。	当面の間、継続して実施する予定ですが、感染状況によっては休止する場合があります。継続の有無については、集中的検査に参加する施設あて、別途お知らせいたします。
8	途中で検査をやめたいがどうしたらよいか。	登録情報の変更登録をお願いします。
9	検査対象者の人数が増えた場合や減った場合はどうすればよいか。	報告等は不要です。配布する抗原検査キットの範囲内での対応をお願いします。
10	訪問看護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの医療みなし事業所は対象となるのか。	みなし事業所も対象となります。
11	検査の対象者の範囲は。	原則として、施設・事業所の入所者や利用者と接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としており、接触機会が比較的少ない事務職員等は対象外としております。 また、入所系施設では、新規入所者も対象となります。
12	入所者・利用者に使用してもいいのか。	入所系施設においては、新規入所者の入所時に1回使用できますが、それ以外は使用できません。通所・訪問系の施設では職員のみ使用できます。
13	入所者用の抗原検査キットの配布は行わないのか。全員検査したほうが安心・安全ではないのか。	入所者の感染を効果的かつ効率的に防止するため、施設従事者（入所者・利用者等に直接処遇する従事者）や新規入所者を対象として検査を実施することとしたものです。
14	施設内でクラスターが発生した場合、入所者の検査に使用してもいいか。	原則として、施設・事業所の新規入所者や利用者と接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としておりますので、それ以外の入所者、利用者の検査には使用しないでください。
15	施設内でクラスターが発生した場合、検査はどうするのか。	集中的検査は継続して実施することを想定していますが、保健所による濃厚接触者の特定や行政検査が実施される場合は、保健所の指示に従ってください。
16	施設内でクラスターが発生した場合、県が集中的検査実施分として配布するキットを、集中的検査の対象外職員を含めた全職員の毎日の検査に使用してよいか。	施設の判断により、集中的検査実施要領で定める範囲外の対象者に対して検査を行う場合や、同要領で定める頻度以上で検査を実施しようとする場合など、集中的検査の範囲を超えて検査を実施しようとする場合は、県が配布するキットで不足する部分については、施設で準備をお願いします。

17	施設従事者等に対する検査の実施について、原則週2回の検査のほか、「濃厚接触者の待機期間の早期解除のために使用する場合はこの限りではない」とあるが、具体的に、どのような使用方法が想定されるのか。	施設従事者が濃厚接触者と特定された場合、待機期間は、患者との最終接触から5日間（6日目解除）となりますが、2日目及び3日目に抗原検査キットを使用して検査を実施し、陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。このような検査を、集中的検査のために配布した抗原検査キットで実施することを想定しています。ただし、このような方法で待機期間を短縮した場合であっても、一定の発症リスクはあることから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行い、高齢者等の重症化リスクの高い方との接触を避け、マスクを着用する等の感染対策の徹底をお願いします。
18	集中的検査実施期間が終了した時点で、抗原検査キットが余っている場合、入所者や直接処遇職員に外にも使用してよいか。	次回の集中的検査が開始された場合に使用しますので、施設内で適切に保管願います。
19	検査をするのを忘れた場合はどうすればいいか。	忘れていたことに気が付いた時点から、適切な頻度での検査を再開してください。予定されていた検査を実施しなかった場合であっても、毎週の検査実績にそのまま報告をお願いします。
20	検査キットで陽性が出た場合の対応はどうしたらいいのか。	65歳未満で重症化リスクの高い方は、いわて陽性者登録センターへ登録の上、自宅療養となることが想定されます。 65歳以上、基礎疾患のある方などは、いわて陽性者登録センターへの登録はできませんので、かかりつけ医や診療・検査医療機関等にご相談ください。 また、陽性となった方の勤務の状況等によっては、施設利用者への感染拡大防止のため、保健所が濃厚接触者を特定等を行う場合がありますので、保健所に連絡をお願いします。
21	コロナの陽性者となった後、療養解除となった者はいつから検査を実施していいのか。	ウイルス自体に感染性が無くても検査により検出と判定される場合があることから、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、療養解除日から概ね4週間、検査対象から除外してください。
22	抗原検査キットは週1回の使用でもいいのか。	無症状者に対する抗原定性検査は、週2回以上の頻度での実施が推奨されていることから、集中的期間において週2回程度の検査が実施できるように抗原検査キットを送付するものです。 ただし、地域の感染者が少ない状況が継続する場合などは、状況に応じて、施設長等の判断により、検査の頻度を減じることや、検査を一時的に休止することも可能です。
23	検査キットが不足しそうだが、追加で送付してもらえるのか。	各施設からの検査実績報告を確認し、8週～9週目に追加で送付することを想定していますので、申込みは不要です。ただし、検査実績報告がされていない場合は、検査キットの送付は行いません。 また、県内の新規感染者数が減少している場合や、県が管理する抗原検査キットの在庫が不足する場合などは、追加送付を行わない場合があります。 なお、上記以外の追加の送付は行いませんので、計画的な検査の実施をお願いします。
24	実績報告はいつまでにどのように報告するのか。	検査実績（検査実施数、陽性者数等）については、毎週、インターネットを利用して報告いただくこととしており、具体的な報告方法は集中的検査に参加する施設あて、別途連絡します。 なお、検査実績報告を行っていない場合は、在庫数が確認できないため、追加の検査キットの送付は行いません。